

緑化助成制度のご案内

～みどりの街並みづくり助成制度～

練馬区では、みどりを増やすために、新たに道路沿い(生け垣・低木等緑化・フェンス緑化)や建物(屋上・壁面)を緑化した場合に、その費用の一部を助成しています。

この制度を利用して、皆さんのお宅からみどりを増やしませんか?



緑化工事前に申請が必要です。事前にご相談ください。

目次

- | | |
|--|-------|
|  助成対象と注意事項 | P 1 |
|  手続の流れと助成金額 | P 2 |
|  緑化メニュー | P 3～6 |



練馬区

～はじめにお読みください～

助成の対象となる方

区内の道路沿いや建築物を緑化する個人または法人等。
ただし、つぎのいずれかに該当する方は助成の対象外となります。

対象外

- ① 国や地方公共団体等
- ② 業として土地または建築物の販売を行う方
- ③ 住民税等を滞納している方
- ④ 過去5年の間に、同一敷地内において助成を受けた方

助成の対象となる工事

新たに行う緑化でP3～6に記載された各メニューの要件を満たした工事のうち、樹木・多年生草本・支柱・土壌・緑化区画構成資材の購入費および施工費用が助成対象です。

ただし、つぎのいずれかに該当する工事は、助成の対象外となります。

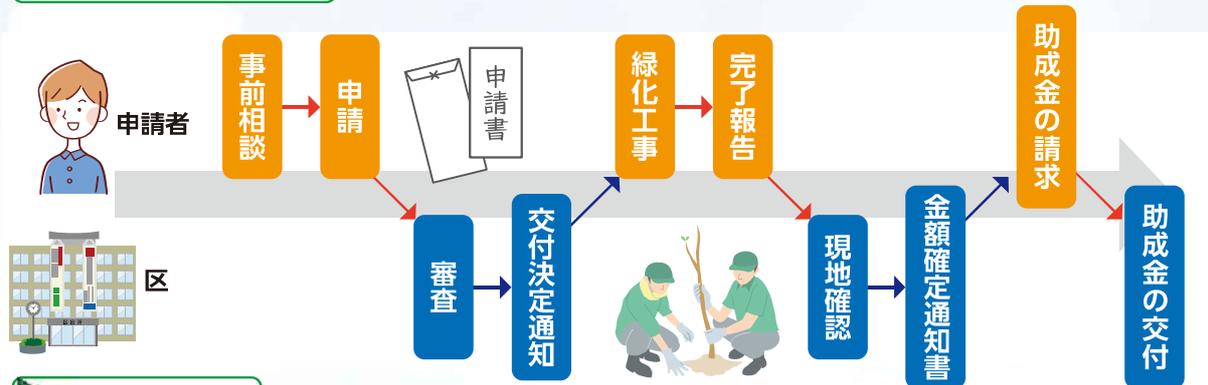
対象外

- ① 既存樹木の伐採または撤去等を伴う工事(枯死している場合等を除く)
 - ② 法または条例により義務付けられた緑化を行うための工事
 - ③ 助成金の交付決定前に着手または完了した工事
 - ④ 助成金の交付を決定した日に属する年度の3月31日までに完了しない工事
 - ⑤ 他の助成金等を受けて実施した工事
 - ⑥ 建築基準法に規定する検査済証が交付されていない建築物に関する工事(屋上緑化・壁面緑化に限る)
- ※ただし、建築物の適法性を確認できる書類がある場合は、助成の対象になります。

注意事項

- 申請手続を行う前に、練馬区みどり推進課まで緑化の内容についてご相談ください。
- 申請から交付決定までは、2週間程度かかります。交付決定前に工事に着手すると、助成が受けられません。
- 申請から工事完了後の完了報告までは、同一年度内(4月～翌3月末)に行ってください。
- 設置した緑化は、5年以上の維持管理に努めてください。
- みどりの街並みづくり助成制度では、ブロック塀撤去のみの助成は受けられません。
- 屋上緑化を除き、プランターのような移動が可能なものは助成の対象にはなりません。
- 道路と住宅に高低差がある場合でも、助成を受けられます。詳しくはご相談ください。
- その他、「練馬区みどりの街並みづくり助成要綱」で定めた助成要件があります。詳しくは、P3～6でご確認ください。

手続きの流れ



必要書類

緑化助成の手続には、所定の交付申請書のほかに、以下の書類が必要です。

<申請時に必要な書類> ○:必ず提出 ●:該当の方は提出

- 配置図 ○緑化計画図 ○助成金チェックリスト ○工事前の現場写真
- 工事見積書の写し
- 検査済証(確認済証)もしくは建築物の適法性が確認できる書類(建物緑化のみ)
- 建築士による構造上緑化が可能であることを証明する書類
(様式自由。ただし建築士登録番号を記載すること)(建物緑化のみ)
- 納税証明書(法人や区外在住者のみ)
- 同意書(申請者が土地または建築物の所有者でない場合、または所有者が複数いる場合など)
- 委任状(事務手続を代理人に委任する場合など)

<完了報告時に必要な書類>

- 完了報告書(交付決定通知書送付時に様式を同封します。)
- 工事後の現場写真(工事前と同じ角度から撮影してください。)
- 領収書の写し

助成メニューと金額

種別		助成額	助成限度額
道路沿いの緑化	生け垣化	10,000円/m	戸建住宅:40万円 集合住宅:80万円
	低木等緑化	7,000円/m ²	
	フェンス緑化	10,000円/m	
	上記緑化に伴う塀および舗装の撤去	10,000円/m	
	上記緑化に伴う舗装のみの撤去	5,000円/m	
建物緑化	屋上緑化	10,000円/m ²	
	壁面緑化	10,000円/m ²	

- ※助成対象経費が助成限度額未満の場合は、助成対象経費を全額助成します。
- ※延長または面積に応じた助成額と助成対象経費のいずれか低い金額が助成額となります。
- ※塀等の撤去については、緑化を行った延長を超えて助成することはできません。
- ※塀等の撤去に係る助成金額は、助成限度額の半分を上限とします。
- ※練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づくみどりの協定締結区域内、または練馬区地域防災計画で指定する緊急道路障害物除去路線の沿道における助成対象工事の場合、生け垣化またはフェンス緑化の場合は、上記表の助成額に**10,000円**を、低木等緑化の場合は、上記表の助成額に**5,000円**を加算します。
- ※助成対象工事のうち、**令和7年4月1日から令和8年3月31日**(練馬区防災まちづくり事業実施要綱に基づく防災まちづくり事業実施地区に指定された区域は令和10年3月31日)までの間、道路沿いの緑化については、上記表の助成額に**2,000円**を、緑化に伴う塀等の撤去については、上記表の助成額に**1,000円**を加算します。

生け垣化

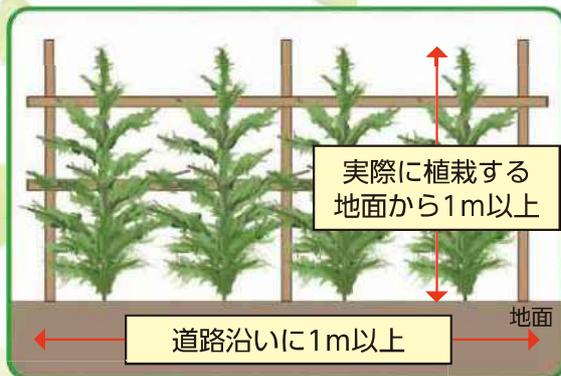
道路に面した場所に新たに生け垣を設置する場合に、助成が受けられます。



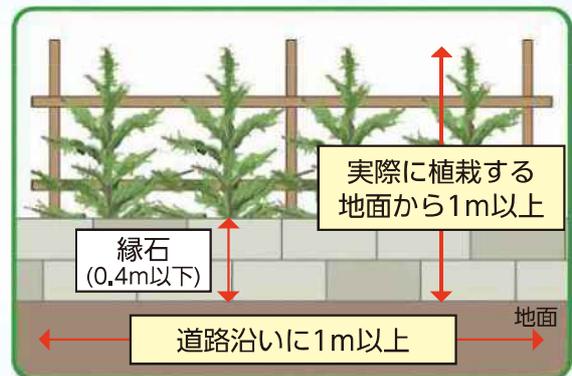
助成要件

- ①新たに緑化する区域の接道部延長が1m以上であること
- ②新たに緑化する区域が、敷地境界線から3m以内にあること
- ③道路等から新たに緑化した区域が視認できること
- ④新たに緑化した区域と接道部との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと
※宅地面から0.4m
- ⑤高さ1m以上の樹木を植栽し、適切な支柱等を設置すること
- ⑥生け垣の延長1mにつき、樹木が3本程度植栽されていること

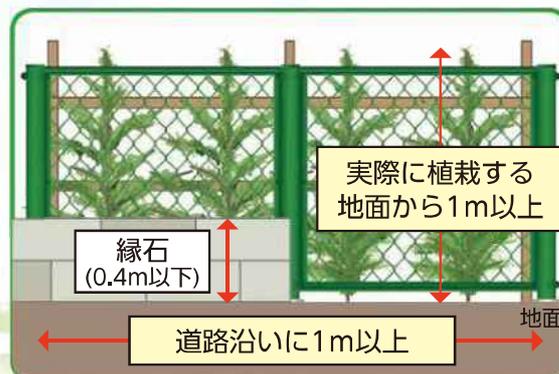
一般的な生け垣イメージ図



道路側に縁石がある生け垣イメージ図



道路側に透過性の高いメッシュフェンスがある生け垣イメージ図



低木等緑化

道路に面した場所に新たに低木等を植えて緑化する場合に、助成が受けられます。



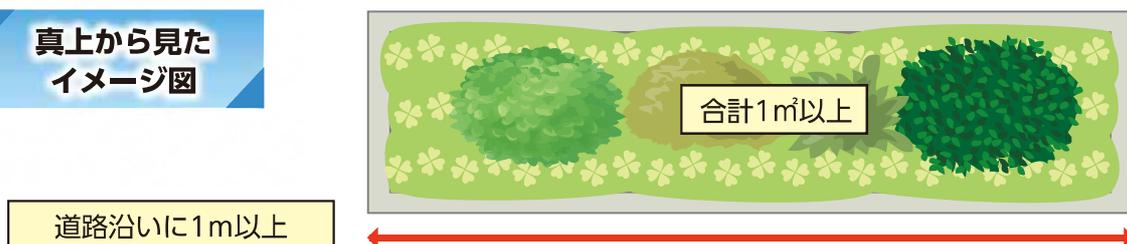
助成要件

- ①新たに緑化する区域の接道部延長が1m以上であること
- ②新たに緑化する区域が、敷地境界線から3m以内にあること
- ③道路等から新たに緑化した区域が視認できること
- ④新たに緑化した区域と接道部との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと
※宅地面から0.4m
- ⑤新たに緑化する区域の面積が、1㎡以上あること
- ⑥緑化区画をおおむね覆う程度の低木(植栽時の高さ0.3m以上1.5m未満の樹木)、多年生の地被植物を植栽すること

正面から見たイメージ図



真上から見たイメージ図



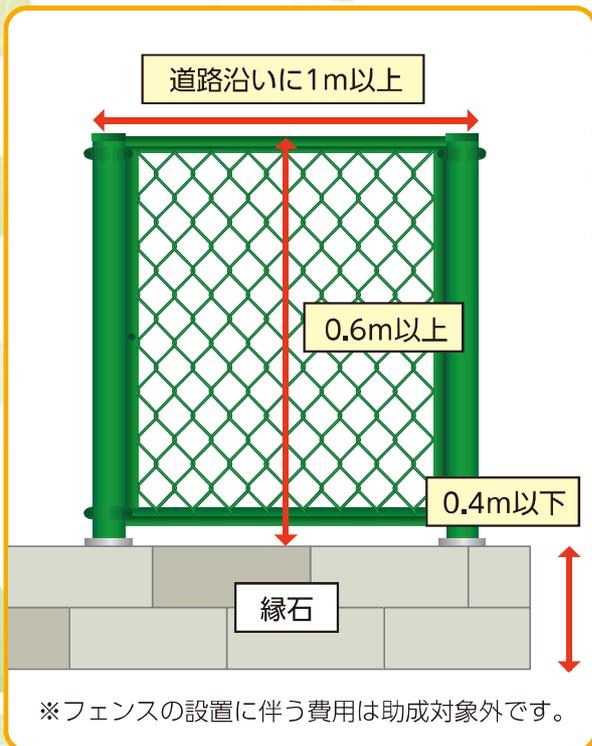
フェンス緑化

道路に面した場所に透過性の高いメッシュフェンス等を設置し、新たに多年生つる性植物等を植えて緑化する場合に、助成が受けられます。



助成要件

- ① 新たに緑化する区域の接道部延長が1m以上であること
- ② 新たに緑化する区域が、敷地境界線から3m以内にあること
- ③ 道路等から新たに緑化した区域が視認できること
- ④ 新たに緑化した区域と接道部との間に、高さ0.4mを超える遮蔽物がないこと
※宅地面から0.4m
- ⑤ 新たに緑化するフェンスの高さが、0.6m以上であること
- ⑥ フェンスを覆える程度の植物を植栽すること
- ⑦ フェンスを設置する塀および縁石の高さが、0.4mを超えないこと



フェンス緑化に適したつる性植物の一例

※1年程度で枯れてしまう「つる性植物(アサガオ、ヘチマ等)」は助成の対象になりません。

植物名	主な特徴
カロライナジャスミン	常緑。春から夏にかけて黄色い花を無数に咲かせる。生育が早く、上方に勢いよく伸長する。
テイカカズラ	常緑。春から夏にかけて白い花を無数に咲かせる。生育が早く、上方に勢いよく伸長する。
クレマチス	常緑。春先に白い花を無数に咲かせる。芳香がある。
ムベ	生育が遅い。フェンスを覆うには誘引が必要。食べられる実がつく。

屋上緑化・壁面緑化

住宅や事業所等の屋上またはバルコニー（庇等がある部分を除く）に新たに樹木、多年生の地被植物等を植えて緑化する場合や、壁面に多年生つる性植物等を植えて緑化する場合に、助成が受けられます。



屋上緑化および壁面緑化の助成要件

【共通要件】

- 新たに緑化に耐える強度があり、建築基準法に規定する検査済証（検査済証が交付されていない場合は、他の書類で建築物の適法性が確認できる書類）が交付された建築物であること

【屋上緑化の助成要件】

- 新たに緑化する緑化区画の面積が、1㎡以上あること
- 助成を受けようとする建築物の屋根に、高さ1.1m以上の転落防止柵等を設置すること
- プランターを使用する場合は、有効容量50リットル以上とすること

【壁面緑化の助成要件】

- 植物を誘引する資材は、建築物から1m以内の距離にあり、かつ、隣地との境界線から0.5m以上離れた位置にあること
- 植物を誘引する資材の面積が、1㎡以上あること
- 植物を誘引する資材を覆うことができる程度の植物を植栽すること

真上から見た 屋上緑化イメージ図



1.1m以上の転落防止柵を設置

壁面緑化の主な種類

※壁面緑化を行う場合、1年程度で枯れてしまう「つる性植物（アサガオ、ヘチマ等）」は助成の対象になりません。

直接登はん型



下垂型



巻き付き登はん型



危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路拡幅にご協力ください。

●ブロック塀等撤去費用助成制度

(防災推進課防災事業推進係 ☎03-5984-2438)

ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成しています。



<撤去前>



<撤去後>

●狭あい道路拡幅事業

(建築課狭あい道路拡幅係 ☎03-5984-1985)

ブロック塀等の撤去にあわせて狭あい道路を拡幅する場合、撤去費用だけでなく新たな工作物の設置費用の助成や区が狭あい道路を拡幅する制度があります。

※1 区が狭あい道路を拡幅するためには一定の条件があります。

※2 私道の場合、後退する道路の位置を申請者が測量する必要があります。

問合せ先 練馬区 みどり推進課 協働係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎18階

電話 **03-5984-2418**

Mail: MIDORISUISIN04@city.nerima.tokyo.jp

練馬区ホームページからも確認できます▶

緑化助成 練馬区

検索

